

福祉だより ⑥ (町母子家庭修学費助成金)

母子家庭修学費助成金

高等学校等に在学中の児童に対し、修学費の一部を助成することにより母子家庭等の経済的安定と児童の福祉向上を図るものです。

助成を受けられる人

児童扶養手当の支給要件を満し、監護又は養育する子のすべてが満18歳以上の者で、高等学校・高等専門学校・盲学校・ろう学校・養護学校並びに修業年限3年以上の専修学校・各種学校に在学している者。

助成の額

所得金額に応じて助成されます。

全額助成 月額 20,000円

一部助成 月額 13,000円

助成月は、毎年9月、3月の年2回助成されます。

申請の手続き

申請書に在学証明書を添えて申請して下さい。

なお、申請書類は、住民福祉課福祉係にあります。



この写真の生徒は修学費の助成を受けている生徒ではありません。

●問合せ 住民福祉課福祉係

84-1211 内線154

福祉豆辞典

痴呆性老人介護
テレホン相談

在宅で痴呆性老人を介護している家族に対し、適切な介護方法等について、助言、指導のほか、各種情報の提供を行っています。

○相談方法 電話による相談

☎0472(48)0084

○相談日時 毎週金曜日(祝日除く)

午後1時～4時